◎新潟県告示第39号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、上越圏域広域都市計画マスタープランの案を 縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。上越圏域には、上越市、糸魚川市及び妙高市が含まれる。

- 2 案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 平成29年1月13日 至 平成29年1月27日
 - (2) 場所
 - ア 上越市本城町5-6 (〒943-8551)

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

イ 糸魚川市南押上1-15-1 (〒941-0052)

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-553-1969

ウ 上越市木田1-1-3 (〒943-8601)

上越市都市整備部都市整備課(土日は木田庁舎時間外受付)

電話 025-526-5111

エ 糸魚川市一の宮1-2-5 (〒941-8501)

糸魚川市産業部建設課

電話 025-552-1511

オ 妙高市栄町5-1 (〒944-8686)

妙高市建設課

電話 0255-74-0025

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦 覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

上越市、糸魚川市及び妙高市の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日(金)(必着のこと。)

6 その他

広域都市計画マスタープランのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。